

# 税務相談室

## 必要経費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 昨年9月、往診の途中ちょっとした交通事故を起こしましたが、被害者に支払う賠償金の額は、相手方と交渉中でまだ決まっていません。大体の額を見積もって昨年の必要経費としていいでしょうか。
2. 私は、ビルの一区画を月額15万円の家賃で借りて診療所を営んでいます。家賃は毎月15日に支払うことになっていますが、昨年の12月分の家賃は今年になってから家主に払いました。12月分の家賃はいつの年分の必要経費になりますか。
3. 買入れた薬品の代金は必要経費になると思いますが、今年購入した薬品の代価をすべて今年の必要経費とすることができますか。

### 回答

#### 1. 金額が確定していない費用は、原則として必要経費に算入できない。

必要経費に算入できる金額は、特別の規定があるものを除き、売上原価その他収入を得るために直接要した費用の額と、その年の一般管理費や事業業務について生じた費用に限られます。なお、償却費以外の費用でその年に債務の確定していないものは必要経費に含まれません。

ところで、償却費以外の費用で債務の確定しているものとは、別段の定めがあるものを除き、次の(1)から(3)までの要件のすべてに該当するものをいいます。

- (1)その年の12月31日までに、その費用に関する債務が成立していること。
- (2)この債務に基づいて具体的な支払いを行う原因となる事実がその年の12月31日までに発生していること。
- (3)その年の12月31日までにその金額が合理的に計算されるものであること。

したがって、ご質問の場合は、昨年の12月31日までに賠償金の額が具体的に確定しなければ必要経費にはできませんが、被害者からの請求額のうち、あなたも異議のない部分の金額として昨年の12月31日

までに支払うことを相手方に申し出た金額については、昨年分の必要経費とすることができます。なお、この場合、賠償金の額が今年になって確定したときは、その確定した額から既に昨年の必要経費とした額を差し引いた残りを今年の必要経費とすることになります。

#### 2. 原則として昨年の必要経費となる。

費用をある年分の必要経費に算入できるかどうかの基準は、1の質問で回答したように、3つの要件が必要となりますが、ご質問の場合は、昨年中にそのいずれもが成立しています。すなわち、第1に、家賃の支払日は毎月15日ですからその債務は昨年中に成立していますし、第2に、家賃支払いの原因となる事実についてもあなたは昨年12月に現に建物を借りて使っているわけですから問題ありませんし、第3に、家賃の金額も契約で決まっています。

したがって、今年支払ったご質問の家賃は、昨年未では未払いであったとしても、昨年の必要経費として所得の計算を行うこととなります。未払費用をその年分の費用とすることは、所得税法上の問題のみならず、企業会計においても、期間損益の計算を正確に行う見地から、ある期間に実現した総収益から、その収益に対応するすべての費用を控除してその期間の総利益を算定することとして要請されているところです。

ご質問の場合も、昨年12月の収入は、昨年の所得計算に算入されているわけですから、その収入に対応する12月の家賃も昨年の必要経費となるわけです。このように未払いであっても、その年分の必要経費となるものには、家賃のほか未払地代や未払給料など数多くありますから、決算に際しては十分注意する必要があります。

もっとも、青色申告者で現金主義を選択している場合とか、短期の前払費用について継続記録を基に現金基準で処理している場合は、今年の必要経費となる場合もあります。

#### 3. 今年中に使用消費した薬品の代価が、今年の必要経費となる。

今年の収入から必要経費として控除できる薬品費の額は、必要経費が収入を得るために必要なものということから考えますと、今年中に使用消費された薬品の価額ということになります。すなわち、購入した薬品のうち今年中に使用されたものの代価が売上原価として今年の必要経費となり、使用されないで年末に在庫として残ったものは今年の必要経費とはなりません。

なお、今年中に使用消費された薬品には、今年中に仕入れたもののほか、前年から繰り越された薬品もありますから、今年の必要経費に計算される売上原価の額は、前年から繰り越された期首在庫高と今年の仕入高との合計から、翌年に繰り越される期末在庫高を差し引いた残高ということになります。